

新型コロナウイルス感染症対策デジタル化補助金 に関するFAQ

1 制度の概要について

Q 1	事後申請とは？
A 1	令和2年4月以降にデジタル化に取り組んだ方が申請いただけます。WEB又は郵送にてご申請ください。書類審査の結果、問題等がなければ、指定口座へ補助金額をお振込みします。なお、交付決定及び確定は補助金額のお振込みをもってかえさせていただきます。 通知は発送いたしませんのであらかじめご了承ください。
Q 2	事前申請とは？
A 2	これからデジタル化に取り組む方が申請いただけます。WEB又は郵送にてご申請ください。書類審査の結果、問題等がなければ、ご申請いただいた住所に交付決定通知を発送しますので、令和4年9月30日までに事業が完了できるよう、事業計画に沿ってデジタル化事業に取り組んでください。
Q 3	変更申請とは？
A 3	事前申請をした方で、交付決定を受けた後（交付決定通知の発送日以降）、デジタル化にかかる事業計画が変更（事業内容や経費の内訳などの変更含む。）される場合、必要となる申請です。 実績報告書の提出前に申請ください。 WEB又は郵送にてご申請いただけます。変更申請の審査終了後、変更交付決定通知を発送します。
Q 4	実績報告とは？
A 4	デジタル化事業完了後おおむね1か月以内に事業実績を証明するために、ご提出いただきます。WEB又は郵送にてご提出ください。 実績報告の審査終了後、交付決定通知を発送し、指定口座へ補助金額をお振込みします。実績報告書の提出がない場合、補助金の支払いはできませんのでご注意ください。
Q 5	事後申請と事前申請の違いは？
A 5	申請時点にて、デジタル化の事業に取り組んだ後か、今後取り組む予定かによって申請の種類が変わります。詳細は補助金募集要領P.2の「3申請の流れ」をご確認ください。
Q 6	事前申請した金額より実績報告の金額が安くなった場合はどうすればよいか？
A 6	当初に提出いただいた事業計画書（第3号様式）の内容に変更が生じていますので、実績報告書のご提出前に変更承認申請書をご提出ください。
Q 7	既に購入したものとこれから購入するものを2つ申請したい場合は？
A 7	1事業者につき申請は1回限りとなりますので、事後申請もしくは事前申請のどちらかで一括してご申請ください。
Q 8	事前申請したのにすぐに補助金が支払われないのはなぜか？
A 8	デジタル化の取り組みを実施した後、実績報告の審査を経て補助金交付を確定します。お振込みは 実績報告の審査終了後 概ね2週間程度となりますのであらかじめご了承ください。

Q 9	補助金を不正に申請・受給した場合は？
A 9	交付決定後、申請要件に当てはまらない事実や不正受給が発覚した場合は浜松市補助金交付規則第18条により 交付決定を取り消し、交付した補助金を返還していただきます 。その際、同規則第18条の2により、 補助金受領日より年10.95%の加算金もあわせて納付いただきます 。

2 補助対象者について

Q 10	どのような法人・個人事業主が補助対象者となるのか？
A 10	以下の全ての条件を満たしている中小企業者が補助対象者となります。 (1) 浜松市内に主たる店舗・工場・事業所・事務所・支店を有する。 (2) 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け 令和3年の売上が、前年又は前々年と比較して10パーセント以上減少 している。 (3) 浜松市内において、新しい生活様式への対応や生産性の向上等を目的に、デジタル化に取り組んでいる又は取り組む予定がある。 (4) 市税を完納している又は市から徴収の猶予若しくは換価の猶予を受けている。 (5) 市民税及び県民税の納税について、特別徴収義務者である。 ※特別徴収を行う必要のない正当な理由がある者を除く。 (6) 浜松市暴力団排除条例に規定する暴力団及びその団員等と関わりがない。
Q 11	中小企業者等とは？
A 11	以下の規定にあてはまる事業者が該当します。 ①中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者 ②市長が別に定める法人等 →常時使用する従業員の数が300人以下の一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、NPO法人等 詳細は、募集要領のP.3「4補助対象者」をご確認ください。
Q 12	特別徴収とは？
A 12	地方税法第321条の3等の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者（給与支払者）が、毎年6月から翌年5月まで、納税義務者の給与から市民税・県民税の月割税額を引き去りし、翌月10日までに金融機関等でお支払いいただく制度です。
Q 13	令和3年度にデジタル化補助金を申請した場合、今年度は申請できるか？
A 13	令和3年度に当補助金を 上限額受給された方は申請できません 。ただし、令和3年度の実受給額が補助金の 上限額に満たない場合は、その差額分を上限 とします。 【例】法人で令和3年度18万円申請し交付を受けた場合 (上限額20万円) - (R3受給額18万円) = 2万円が上限となります。 なお、申請は1事業者につき1回限りとなります。
Q 14	住んでいるのは浜松市外だが、個人事業主として浜松市内で事業をしている場合申請できるか？
A 14	浜松市内に主たる事業所をお持ちの方であれば申請可能です。その際、 ・所得税確定申告書Bの第一表、第二表、（青色申告の方）青色申告決算書、（白色申告の方）収支内訳書の全6ページ（浜松市内に事業実態があることを確認するため） ・納税地での市町村税の全ての税目に関する納税証明書又は完納証明書 をご提出ください。

Q 15	個人事業主だが事業収入の項目で確定申告していない場合は申請できるか？
A 15	フリーランスを含む個人事業主の方で、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を主たる収入として、税務上の雑所得又は給与所得で確定申告している方は補助の対象とします。 しかし、以下に該当する方は対象外とします。 ・被雇用者の方（サラリーマン、パート、アルバイト、派遣、日雇い労働者を含む） ・被扶養者の方 また、不動産収入や山林収入、譲渡収入を主たる収入として確定申告している方は申請できませんのでご注意ください。

2 補助対象期間及び補助対象事業について

Q 16	補助対象期間はいつまでか？
A 16	事後申請の場合：令和2年4月1日（水）～令和4年9月30日（金） 事前申請の場合：令和4年6月1日（水）～令和4年9月30日（金） ※いずれの場合も、上記期間内に補助対象経費の支払いが完了していることが必須です。
Q 17	補助対象事業はどのような事業が該当しますか？
A 17	補助金の対象となる事業は、「新しい生活様式への対応」、「働き方改革」、「業務の効率化による事業の改善や生産性の向上等」を目的とした業務のデジタル化を推進することにより、収益や労働生産性が向上する業務の改善に取り組む事業です。 詳細は、募集要領のP.4「6補助対象事業」をご確認ください。

3 補助金の交付申請手続きについて

<申請方法>

Q 18	申請書の様式は郵送で送られてくるのか。
A 18	申請書の様式については郵送いたしません。申請書の様式はホームページからのダウンロードしてください。ダウンロードができない場合は、補助金事務局（053-489-5576）までお問合せください。
Q 19	申請期限は10月31日だが、郵送の場合は当日消印有効か。
A 19	10月31日当日消印有効とします。
Q 20	申請期限を過ぎてしまった場合、遡って請求可能か。
A 20	原則、申請期限を過ぎたものは受け付けません。申請期限にご確認ください。

<申請書類関係>

Q 21	令和元年又は令和2年の売上が確認できる書類とは？
A 21	<p>確定申告書の写しをご提出ください。 令和元年（2019年）1月から12月又は令和2年（2020年）1月から12月の売上を含む年のものがが必要です。</p> <p>【法人の場合】 法人税申告書別表一、及び法人事業概況説明書の写し</p> <p>【個人の場合】 所得税確定申告書B、及び（青色申告の方）青色申告決算書の写し、（白色申告の方）売上がわかる帳簿の写し</p> <p>事業年度ではありませんので、事業年度が1月～12月以外の方は複数年度の書類を併せてご提出ください。 例：4月～翌年3月までが事業年度の法人が、令和2年の年間の売上を確認したいとき 令和元年度の事業概況説明書のうち1月～3月分の月別売上及び令和2年度の事業概況説明書のうち4月～12月分の月別売上</p>
Q 22	令和3年の売上が確認できる書類とは？
A 22	<p>令和3年の1月12月の売上がわかる帳簿の写し等が必要です。 事業年度ではありませんので、事業年度が1月～12月以外の方は複数年度の書類を併せてご提出ください。 例：4月～翌年3月までが事業年度の法人が、令和3年の年間の売上を確認したいとき 令和2年度の事業概況説明書のうち1月～3月分の月別売上及び令和3年度の事業概況説明書のうち4月～12月分の月別売上</p>
Q 23	補助対象事業（デジタル化の取り組み）を実施したことを証する書類とは？
A 23	<p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入した物品等を用いて申請者（もしくは従業員）がデジタル化に取り組んでいる様子の写真 ・導入したシステムを利用している画面のスクリーンショット （個人情報等は黒塗り等加工していただいても構いません。） ・導入したシステムのマニュアルや取扱説明書の該当箇所の写し ・業務委託やリース契約による場合は契約書の写し ・有料アカウント利用の場合は、登録がわかる画面やログイン後のマイページ画面等のスクリーンショット 等 <p>※単に購入した物品のみを写すのは不可とします。購入した物品やサービスを用いてどのようなデジタル化の取り組みを実施したのかがわかる書類を提出してください。</p>
Q 24	補助対象経費を支出したことを証する書類とは？
A 24	<p>以下の①、②の書類をご提出ください。</p> <p>①見積書または契約書 ②領収書・レシート・通帳の写し・クレジットカードの利用明細等</p> <p>※補助対象経費の支出日、単価や個数がわかるように、①と②を組み合わせでご提出ください。 （例：見積書と通帳の写しなど） ※申請者と同一名の宛名が記載されていることをご確認ください。</p>
Q 25	浜松市に事業実態があることが確認できる書類とは？
A 25	<p>以下のいずれかの書類をご提出ください。</p> <p>①直近の確定申告書の写し 【法人の場合】法人税申告書別表一、及び法人事業概況説明書の写し 【個人の場合】所得税確定申告書Bの第一表、第二表、（青色申告の方）青色申告決算書、（白色申告の方）収支内訳書の全6ページ</p> <p>②法人登記簿の写し（3か月以内に発行されたもの）</p> <p>③その他事業実態が確認できるもの</p>

<その他>

Q 26	申請額は税込みか、税抜きか？
A 26	補助対象経費はすべて税抜き価格となります。また、仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）特典ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）で支払った経費も対象外となります。その他詳細は、募集要領のP.8「9補助対象外経費」をご確認ください。
Q 27	上限額以内に収まっていないと申請できないのか？
A 27	上限額を超えていても申請は可能です。法人の場合は20万円、個人事業主の場合は10万円を上限とし、申請額の10/10を補助します。 例：法人で申請額が25万円の場合、上限額20万円までが補助対象となります。 ただし、 昨年度当補助金を受給された方は上限額の算出が異なりますので、Q13をご確認ください。
Q 28	浜松市内で購入しないと対象にならないのか。
A 28	浜松市内で購入しなければいけないという条件はございません。購入方法は家電量販店等の店舗での購入の他、通信販売等のオンライン購入等も可としています。
Q 29	クレジットカードでの購入も申請の対象か？
A 29	クレジットカードでの購入も対象となります。ただし、申請期間内に引き落としが完了するものに限ります。ご利用明細等の書類については、どのような物品を購入したか、どのようなサービスの引き落としに利用されたのかがわかるようにご提出ください、
Q 30	月額払いや年間契約のシステム利用料等の場合はいつまでが補助対象期間となるか？
A 30	補助対象期間内に支払ったまたは支払う経費が対象です。 例：令和3年4月から2年間の契約でシステム利用料を月払いしている場合、令和3年4月～申請時点もしくは令和4年9月30日までに支払いが完了しているものが補助対象となります。